

会 議 記 録

会議名称		第31回杉並区環境清掃審議会
日時		平成20年9月4日(木)午後2時~午後3時46分
場所		区役所 中棟5階 第3会議室
出席者	委員名	丸田会長、青山委員、石川委員、横山委員、藤原委員、岸委員、柳澤委員、夏目委員、木村委員、岩島委員、田中委員、山室委員、松木委員、櫻田委員、内藤委員、境原委員、大澤委員、小池委員、井上委員 (19名)
	区側	副区長、環境清掃部長、環境課長、環境都市推進担当課長、清掃管理課長、ごみ減量担当課長、杉並清掃事務所長、方南支所担当課長、都市計画課長、建築課長、みどり公園課長
傍聴者数		2名
配付資料等	事前	第30回審議会会議録(案) 環境マネジメントシステム導入・構築セミナーの開催について 一定規模以上の開発等に係る報告(緑化) 杉並区環境基本計画の改定について 杉並区環境政策の概念図 杉並区の環境政策をめぐる動向 環境政策に関する杉並区の10年間の取組み 杉並区の環境政策をめぐる動向
	当日	席次表 環境基本計画改定に伴う主なスケジュール 杉並区実施計画 杉並区環境基本計画実施状況報告書【平成18・19年度版】 諮問文(写) 杉並区環境清掃審議会 環境基本計画の改定検討部会 部会員名簿(案)
会議次第		第31回杉並区環境清掃審議会 1 会長あいさつ 2 第30回会議録(案)の確認 3 杉並区環境基本計画の改定について(諮問) 4 議題 (1) 環境マネジメントシステム導入・構築セミナーの開催について (2) 一定規模以上の開発等に係る報告(緑化) (3) 杉並区基本計画の改定に伴う審議方法、関係資料等の説明について 5 その他 6 次回開催予定

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> 主要な発言 および 会議の内容 </p>	<p>副区長が前回欠席者に委嘱状交付</p> <p>1 杉並区環境基本計画の改定について（諮問）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副区長あいさつ <p>2 会長あいさつ</p> <p>3 第31回杉並環境清掃審議会会議録（案）の確認</p> <p>4（1）環境マネジメントシステム導入・構築セミナーの開催について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・導入セミナー、構築セミナーの説明 ・スケジュール、実施状況の報告 <p>（2）一定規模以上の開発等に係る報告（緑化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女子美術大学3号館の建て替えに伴う緑化の報告 <p>（3）杉並区基本計画の改定に伴う審議方法、関係資料等の説明について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画改定検討部会についての説明、会長、部会員（案） ・スケジュール、審議方法の意見交換、確認 ・杉並区実施計画との関連の確認 <p>5 次回開催予定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20年11月4日火曜日午後2時開催予定
--	--

第31回環境清掃審議会発言要旨 平成20年9月4日(木)	
発言者	発言要旨
環境課長	<p>定刻になりましたので、第31回環境清掃審議会の開会をお願いしたいと思います。</p> <p>最初に、前回欠席の委員に副区長より委嘱状を交付いたしたいと思います。現在お座りのお席でお受けください。</p>
副区長	<p>委嘱をいたします。よろしくお願いいたします。</p> <p>(副区長、委嘱状を手渡す)</p>
環境課長	<p>それでは、前回、お話ししたように、環境基本計画の改定についてを諮問いたします。</p> <p>区長が所用のため、副区長より諮問をさせていただきます。</p>
副区長	<p>杉並区環境清掃審議会会長様。</p> <p>杉並区長。</p> <p>杉並区環境基本計画の改定について。</p> <p>杉並区環境基本条例第9条第5項及び第8項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。</p>
環境課長	<p>杉並区環境基本計画の改定についてでございます。</p> <p>どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。</p>
副区長	<p>続きまして、副区長よりご挨拶申し上げます。</p> <p>改めまして、こんにちは。</p> <p>区長が所用で参ることができませんので、私、副区長が諮問につきまして簡単にご挨拶をさせていただきますと思います。</p> <p>只今、会長に環境基本計画の改定について、ご諮問をさせていただきました。ぜひよろしくお願いいたしますと思います。</p> <p>杉並区環境基本計画は、平成15年3月の改定から5年がたちました。この間、地球温暖化の問題、資源循環型社会づくりと、さまざまな課題、しかも非常に重要な我々国民の生活、杉並区民の生活にとって本当に生存さえも左右されるような、大きな課題が山積されております。そういう社会情勢の変化に的確に対応していくことが、本当に喫緊の課題となっていると思っています。</p> <p>ぜひそういった諸課題を解決していくためにも、皆様方のお力をお借りしたいと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。</p> <p>この答申につきましては、一応予定としては今年度中、平成21年3月までに答</p>

<p>環境課長</p>	<p>申をお願いできればと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>副区長は所用がありますので、ここで退席をさせていただきます。</p> <p>次に、開会に当たりまして、事務局より本日の委員の出席状況のご報告をいたします。</p> <p>現在3人の委員の方が来られてございませんが、定足数は過半数でございますので、本日の会議は有効に成立するものでございます。</p> <p>次に資料の確認でございますが、事前にお送りしたものが30回の会議記録(案)、報告案件2件が事前を送付されております。今回環境基本計画の改定に伴う関係資料一式ということで、送らせていただいております。</p> <p>席上には環境基本計画改定に伴う主なスケジュールというものがございます。実施計画書がございます。環境基本計画実施状況報告書の18年、19年度版がございます。それから、現在こちらで只今諮問した文の写しを席上に配付させていただきたいと存じます。</p> <p>以上でございますが、不足の資料はございませんでしょうか。</p> <p>それでは、会長、開会よろしくお願いいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>只今から、第31回杉並区環境清掃審議会を開催いたします。</p> <p>本日は、先ほど副区長から、杉並区環境基本計画の改定についてということで諮問事項をお受けいたしました。したがって、その内容説明と、今後の進め方を含めて、皆さん方にご討議いただくような形になると思います。答申の予定時期というのが、ここに書いてございますように平成21年3月ということで、かなり慌ただしいわけですが、皆さま、よろしくお願いしたいと思います。</p> <p>では、最初に第30回会議記録の確認ということで、事前に皆様方にはお送りしてあると思うのですが、一応事前にご覧になっていただきまして、誤り等ございましたときには直すことをさせていただいたと思いますが、ほかにお気づきの点、ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。</p> <p>では、案をとらせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>では、議題のほうで3点ございますが、諮問事項の内容説明については時間がかかりますし、最後に回させていただきます。したがって、順序が多少変わっておりますけれども、ご容赦願います。</p>

<p>環 境 課 長</p>	<p>まず、「環境マネジメントシステム導入・構築セミナーの開催について」ということで、環境課長、ご説明お願いいたします。</p> <p>「環境マネジメントシステム導入・構築セミナーの開催について」、ご報告をさせていただきます。</p> <p>事前にお送りした資料でございますが、表題につきましては「自治体イニシャティブプログラム」ということで、「知って得する環境配慮型経営でコスト削減」というような表題がございますが、環境マネジメントシステムの中でも今回はエコアクション21というシステムの導入、それから構築セミナーを、今やっているものもありますが、参加者を募集するチラシでご説明をさせていただきます。</p> <p>エコアクションについては、記載のとおりでございます。環境マネジメントシステムのエコアクション21について、環境省が策定したガイドラインに基づいたものでございます。特に中小事業者向けのシステムというものでございます。</p> <p>導入セミナーと構築セミナーの日程でございますが、もう既に導入セミナーにつきましては、8月に実施をしてございます。今度構築セミナーということで、実際エコアクション21の認定なり登録をできるようなセミナーということで、自治体イニシャティブとして区が主催をしてやっていくというやり方でございます。それが平成20年9月17日から平成21年3月11日まで、各回、区役所内で開くということでございます。</p> <p>具体的な内容は裏面に記載のとおりでございます。9月から始まって3月まで、最終的には今後認証登録をできる程度まで、実際に参加してやっていただくということでございます。3月になって、その後審査、登録は、実際に皆さま方の負担でやっていただきますが、区内の事業者につきましては、区の認証の補助制度を使っていただくということで、その費用の面でも補助していくということでございます。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>ありがとうございます。</p> <p>ただいまのご説明にご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。</p> <p>U委員、お願いします。</p>
<p>U 委 員</p>	<p>環境マネジメントのセミナーですけれども、中小企業の人ISO14001の取得が、杉並の区内からすれば環境を推進するということになるのですが、これは去年どの程度お集まりになったのですか。30社程度ということですが、それを教</p>

	<p>えていただきたい。</p> <p>環境課長 去年、初めて区主催で自治体イニシャティブ制度ということで、エコアクション21をしました。去年は杉並区と中野区と共催で、中野区役所でやりました。実際参加した数が10社でございます。杉並区内からは6社が参加してございます。</p>
会 長	<p>よろしゅうございますか、ほかにございますか。</p> <p>K委員、お願いします。</p>
K 委 員	<p>それに関連しているわけですが、この最初の1ページの「既に2,400社強の事業者が取り組んでいます」と、記載がされてございますが、この2,400社というのは杉並区を指しているのですか、東京都全体でございませうか。質問の第1点目でございませう。</p>
環境課長	<p>全国でございませう。</p>
K 委 員	<p>全国ですか、わかりました。</p> <p>2点目に、既に8月7日に導入セミナーをおやりになったということですが、何社ぐらいご出席になったのですか。</p>
環境課長	<p>16社が参加をしてございませう。</p>
K 委 員	<p>3点目で、もうすぐ9月17日でございませうけれども、現在のところ申し込みというのはいかがでございませうか。あわせまして、正直言って、私は広報でも余り見たことがなかったのですけれども、どんな形で各企業に推進とかPRとか、なされているのかという質問をしたいと思ひます。</p>
環境課長	<p>9月3日現在でございませうが、11社の申し込みがございませうました。実際どうやってPRしているかでございませうが、広報には出していますが、なかなか広報ではそれぞれの業者さん方は見られないことも多いと思ひますので、東京商工会議所の杉並支部とか産業協会とか、実際具体的にやっている団体に行つて説明をさせていただいて、資料等も置かせていただいております。</p> <p>去年は杉並区内では6社でしたが、今年は今既に昨日現在で11社ということで、かなり数が多く集まつてございませう。募集としては多くて30社程度でございませうが、これからでもまだ参加できる状況でございませうので、さらに参加者があればまだ増える状況にございませう。</p>
K 委 員	<p>ありがとうございました。</p>
会 長	<p>どうぞ。</p>
G 委 員	<p>20社から30社ぐらい集めるということだと思ひますが、いわゆるチェーン店型の例えば地元のスーパーさんで二、三店舗持っているようなところとか、あるい</p>

	<p>は商店街でこの店が取ってくれるとかなり皆さんが関心を持つとか、行政側から少し意図的にピックアップして、ぜひやってみたらとお誘いするのもいいのではないのでしょうか。一般公募ということは別に、この方だったらやってくれそうだなというところに協力いただくのも必要だと思うのです。特に、地元でご商売をされているとか、製造業をやっている方の中で何社か、そういう動きはないのでしょうか。</p>
環境課長	<p>区内の団体にはお話をさせていただいているのと、G委員ご指摘のようなこともございます。今年度は、去年受けた廃棄物の関係の会社の方が紹介をしてくださったり、そういうこともありまして、かなり増えていることとございます。</p>
会長	<p>C委員、どうぞ。</p>
C委員	<p>まず、素朴な質問ですが、導入セミナーと構築セミナーの違いが1つ聞きたいのと、既に取り組んでいる事業者がどのような取り組みにしているのか、幾つかの例を、どういうことをやっているのか聞きたいのと、それから例えば24時間営業のコンビニは、こういう中小業者に当たるのか、大企業の系列なので当たらないのか、東京都の地球温暖化対策ではこのコンビニなどについてのある程度の規制は必要だというような方向ですけれども、この関連がどうなのかをお聞きしたいと思います。</p>
環境課長	<p>まず、導入セミナーと構築セミナーの違いでございますが、いわゆる導入セミナーのほうはエコアクション21という環境マネジメントシステムはなじみがないものがございまして、まずそれがどういうものでどういうメリットがあるかを総括的な概要の説明をさせていただくセミナーでございまして、それで実際やってみようかという方が出るかどうかということとございます。</p> <p>構築セミナーですが、認証登録までいろいろやらなければいけないことがたくさんありますので、具体的にどういうことをやっていったほうがいいのかということとを、裏面のほうに若干説明をさせていただいていますが、事業者の方に全体的な説明以外に、それぞれの実際に審査をされる方も来て、個別に説明をさせていただくということをしていきます。そういうことで、最終的に具体的に取得まで行くかどうかを行うのが構築セミナーでございます。</p> <p>どういうことをしているかということとございますが、私どもでも去年から始めたものですので、実際、各会社が導入セミナーの中で、省エネなり省資源をしていくやり方とか、どう環境配慮するかというようなことを、詳細まではわからないところがございます。</p>

	<p>それから、コンビニです。実際、これは中小事業者向けというような言い方になっていますが、エコアクション21が特に中小事業者でなくてもやれるシステムでございますので、今回もある程度大きい会社が導入セミナーのほうにも参加しております。</p>
C 委員	<p>先ほどの24時間のコンビニとの関係ということですが、それはエコアクション21なり、環境マネジメントシステムISO14000はありますが、直接それが24時間をやめるというよりは、実際には具体的に照明の効率のいいものを使って、明るくても省エネになるものを使うとかも考えられますが、ただ直接すぐ結びつくものではないように考えています。</p>
環境課長	<p>取り組みの具体的な例はわからない。</p> <p>まだ私も実際のところ行って見ているわけではございませんので、事例をある程度紹介のところは見させていただきましたが、具体的に今私も全部は説明できません。</p>
会長	<p>R委員。</p>
R 委員	<p>エコアクションの具体的な内容ということで、ごく簡単に言いますと、エコアクションをやるにはこういうことを取り組んでくれるようにという決め事が幾つかあります。これに取り組むようにということなので、取り組むことをやってちゃんとできれば、エコアクション21に認証の登録ができますよということ。</p> <p>こういうことをやってくれというのは、各企業、業種など、企業等々で、細かいところは千差万別ということになるわけです。簡単に言うとそういうことと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p>
P 委員	<p>P委員、ではお願いします。</p> <p>今のエコアクション21を導入するのにつきまして、この導入セミナーの講師を私はやったことがありまして、簡単にご説明いたしますと、これは環境系システムを事業者につくっていただくということですが、ISO14000などに比べまして、中小企業向けにつくり直したものです。同じものではありません。つくりやすいように、いろいろな環境負荷とか、あるいは取り組みの内容等の表をまずつくってありまして、その表に記入していくとか、そういう流れがもうでき上がっております。したがって、中小企業の方では、なかなか時間とか、あるいは人員とか専門員が差し向けられないというところでも、割と比較的手軽に取り組んでいかれるということで、それを段階的に詳しく順序を追って一緒に取り組みの内</p>

<p>会 長</p>	<p>容を説明して、最後に認証するまで持って行くというのが構築セミナーでございます。</p> <p>具体的には、例えば省エネとかいろいろな負荷の削減とか、いわゆる紙、ごみ、電気というようなそういうものの対策とか、いろいろございます。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>ほかにございますでしょうか。よろしゅうございますか。</p> <p>P委員、R委員からも補足説明していただきましたけれども、いろいろISOというのがありますが、より簡便に、また経費なども安く済むようにということで、環境省がかなり応援してこういったものを打ち立てているわけでございます。このたび杉並区が中心になって、区役所がイニシャティブをとってこういうプログラムをやるということは、大変いいことじゃないかと。やはり時代が時代ですから、いろいろな機会に企業も環境というものを勉強して、よく考えて、企業活動の中にそれを取り入れていく時代じゃないかと思えます。今がチャンスですから、自治体、杉並区のほうもその辺をPRしながら、たくさんの人たちに呼びかけたほうがよろしいかと思えますので、よろしくお願いたします。</p> <p>では、次に移ります。</p> <p>2点目の「一定規模以上の開発等に係る報告（緑化）」、みどり公園課長、よろしくお願いたします。</p>
<p>みどり公園課長</p>	<p>みどり公園課長です。</p> <p>私から、「一定規模以上の開発等に係る報告（緑化）」についての報告をさせていただきます。</p> <p>今回は、学校法人女子美術大学の3号館の建替えに伴う緑化の報告でございます。</p> <p>資料の1枚目ですが、所在地は和田1丁目49番8号でございます。資料の上から5段目の左から2列目に基準、3列目に計画ということで、その下に接道部緑化延長と緑地面積についての基準に対して計画がそれぞれ書かれてございますが、これは全て満足しているということで、その下段のところに既存の緑地及び既存樹木数をお示ししてございますが、既に敷地内の既存の樹木と緑地によって基準を満足しているということで、その下に新植樹木本数ということで、基準と計画はお示ししてございますが、基準については既に満足しているのでゼロということで、新たに中木と低木を植えることによってやられるという緑化計画になってございます。</p>

	<p>2枚目のところにコンセプトと案内図をおつけしております。</p> <p>当該地、杉並区の東の端で、地下鉄、東京メトロ東高円寺駅から南東に約550メートル行った場所でございます。北には350メートル行ったところに青梅街道、東側約300メートル前後のところの中野区との区境でございます。</p> <p>3ページ目が現況図でございます。</p> <p>4ページ目が緑化計画の平面図ということで、そのピンク色に記載してある新3号館の建てかえに伴う緑化計画ということで、新たに植栽をして基準以上に緑化を行う計画となっております。</p> <p>私からは以上でございます。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>では、ただいまの説明に、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。</p> <p>K委員、どうぞ。</p>
K 委 員	<p>これは緑化とは全く関係のない質問をさせていただいて怒られるかもしれませんが、この土地の建ぺい率というのは大体どのくらいを見ておられるのでしょうか。</p> <p>と申しますのは、この図面、全体の土地面積から見て、建築面積が大体3分の1を占めているわけですね。ところが、現実問題、ここの全体の地形から見た場合に、3号館というのは全体の10分の1もないじゃないかと、面積的に言って。そうすると、ここのこういう住宅地域の中で、建ぺい率がそんなに高いというのは存在するのかなと。しかも、大きな道路のわきだったらともかくとしまして、単純なそんな疑問を持ったものですから、教えていただきたいと思います。</p>
会 長	<p>事務局、お願いいたします。</p>
建 築 課 長	<p>この地域の用途地域の指定でございますけれども、区内の大学等の施設について、一定規模以上の敷地面積を持っている大学等の敷地について、高さ等の設定も含めて、周囲は第1種低層住居専用地域になっていますが、そこについては第1種中高層地域ということで、都市計画の指定がそういう指定になってございます。</p>
K 委 員	<p>そうすると、建ぺい率で言うと何百パーセントですか。</p>
建 築 課 長	<p>建ぺい率はこの部分については60%で、容積率が150%です。</p>
K 委 員	<p>それは通常の土地ですね。こういう大学など教育機関に限定した場合に、それが300とか500という形で、建ぺい率がどんとアップするわけですか。</p>
建 築 課 長	<p>これは60%、同じでございます。</p>

K 委 員	<p>そうすると、ちょっと理解できないのです。敷地面積が1万5,000平方メートルですね。それで建築面積が5,150平方メートルということになると、約3分の1になるわけです。この敷地全体から見た場合に、この3号館のウエートというのは10分の1もないだろうと。ほかにも2号館とか1号館とかたくさんありますね。</p>
会 長	<p>どうぞ。</p>
建 築 課 長	<p>建ぺい率については、二方向の道路に接している場合に、60%、角地緩和といっって10%割り増しの7割まで使えるというようなことがございます。ただ、これを7割ぎりぎりまで使っているかどうか。私どもがちょっと図面を見なれた感じでは、意外と建築面積、空地はあるのではないかと見ております。</p> <p>全体的には、恐縮ですが、1万平方メートル以上の建築物については東京都扱いになっていまして、今回の建築の届け出、確認等はこちらに出てきていませんので、詳細な確認は、してございません。</p>
会 長	<p>みどり公園課長。</p>
みどり公園課長	<p>こちらでお示ししている建築面積は、敷地に全体の新設の改修部分でなくて、建物全ての面積ですので、3号館が5,150平方メートルあるということではございません。</p>
K 委 員	<p>そういう意味ですか。</p>
会 長	<p>F委員、お願いします。</p>
F 委 員	<p>この開発計画ですが、実際にいろいろ経費が、木を植えるといったって1本幾らで単価があると思うのですが、開発計画というのは要するに区の負担でやるのか、あるいは大学側と何らかの割合で負担してもらってやるのか、これは今後のこういった学校関係の開発に関係してくると思うのですが、区の基本的な考え方を教えていただきたいのですが。</p>
会 長	<p>どうぞ。</p>
みどり公園課長	<p>基本的にこれは民間事業者というか、大学に限らず民間事業者が独自にやる開発ですので、区側の負担はございません。</p>
会 長	<p>ほかにもございますか。</p>
T 委 員	<p>T委員。</p> <p>今回の場合は全く植えなくてもいい地域なので、問題は全くないと思うのですが、今この色をつけた図面がございますよね。これで既存樹木と新設樹木ということで、低木のところに輪郭がちょっと濃くなっていて、緑がちょっと薄くなっているのですが、この実際のコピーではほとんど判別できないので、もう少し判</p>

	<p>別しやすい表記をぜひお願いしていただかないと、もしシビアなときには読み取れないと思いますので、今後その辺の表記の仕方をご指導いただくといいかなと思います。</p>
みどり公園課長	<p>気をつけます。</p>
会 長	<p>全くそのとおりですね。気をつけてください。</p>
G 委 員	<p>どうぞ、G委員。</p> <p>注釈でコンセプトというのが2ページのところに書いてありますが、イメージがわからないのです。ここに旧校舎が建っていて、これを取り壊したときに既存樹木を伐採したということの表現だと思うのですが、その前に、接道部にどんな既存の樹木が残っていたのを伐採したのですか。例えば、この絵が取り壊し前だとどういふ樹木があって、接道部のほうの方が反対側の道路から見ると、どう自分たちの環境が変わったのかが見られるといいなと思います。</p> <p>いつも思うのですけれども、多分この資料を見ても、余り我々のほうで意見を出すということは、それほど求めていないと思うのです。この3号館をつくる前にここにある程度豊富な緑があって、多分建物はこんなに大きく無かったところに3階建ての建物をつくられたのだと思うのですけれども、その辺のイメージがわかると、何らかの意見も出しやすくなる。東京都がやることですから、区が出せる意見も限界があるのですが、少し意見が出しやすいような形でご説明いただくとありがたいという感じがします。</p> <p>例えばここだと、この辺に豊富な樹木があったということですか。</p>
会 長	<p>事務局、どうぞ。</p>
みどり公園課長	<p>その前に、現況の白黒のものがありますが、白黒のもののちょうど新しく建っている3号館の南側の部分に、四角く数字が書いてあるのでわかりづらいかと思うのですが、この部分の既存樹木を3号館の建て替えにあわせてある程度整理をせざるを得なかったということで、そのかわり3号館を建てた周辺にさらに接道部の新植を行ったということだと思います。</p>
G 委 員	<p>こういう形であったということですね。</p>
みどり公園課長	<p>はい。</p>
G 委 員	<p>どうもありがとうございました。</p>
会 長	<p>ほかにございますか。どうもありがとうございました。</p> <p>では、3番目の杉並区環境基本計画の改定に伴う審議方法、関係資料等の説明について、環境課長、環境都市推進担当課長。ご説明のほどお願いします。</p>

<p>環境課長</p>	<p>最初に諮問事項に関する事で、資料に基づきご説明をさせていただきます。また、審議の方法についても説明をさせていただきたいと存じます。</p> <p>席上に配付させていただいた資料に今日諮問をさせていただいた諮問文の写しというものがございまして、諮問内容、諮問の理由が記載してございます。答申の予定時期は、来年3月でございます。</p> <p>既に事前にお送りさせていただいた資料に基づいて説明をさせていただきます。諮問関係の資料1「杉並区環境基本計画の改定について」でございます。</p> <p>先ほど理由がございましたが、今回改定の方針ということで、3点、そこに記載のとおりでございます。今回環境問題をめぐる内外の動向を踏まえ、環境先進都市を目指し、当面の政策課題についてというようなことでございます。あと2つ、関係法令の関係、区民、事業者、区の役割を明確にして可能な限り達成目標の数値化、区民からわかりやすい計画とするということでございます。</p> <p>実際の計画の性格ということで、これも3点ございますが、記載のとおりでございます。3点目については環境基本条例に基づく記載のものでございます。</p> <p>計画の期間でございますが、現行の体制の中で改定をするということになりますので、21年度から25年度までの5年間と考えてございます。実際にこれからの状況の変化もございますので、3年目には改めて計画の期間も含めて見直しをしたいと考えてございます。</p> <p>改定のスケジュールでございますが、9月でございますが、環境清掃審議会に諮問をさせていただきまして審議をいただきます。最終的には来年の3月に答申をいただきたいと思います。その後、実際の計画を策定して、議会に報告なり公表して、区民意見の提出の手段を実施した上で、来年7月には計画を決定したいと考えております。</p> <p>今日配らせていただきました資料が、スケジュールについてでございますのでご覧いただきたいと思います。</p> <p>環境清掃審議会、その下に部会という表現があります。今回は環境清掃審議会全体会ではなくて、部会を設置しまして検討していただきたいと思いますと考えております。</p> <p>9月に区長から諮問させていただいて、後で部会にお話をさせていただきます。部会を設置した上で、審議会は隔月、奇数月開かれていきますので、来年の7月までのスケジュールが書いてございますが、部会につきましては3月まで答申をいただく間、おおむね月1回程度開いてご審議いただきたいと思いますと考えております。</p>
-------------	---

す。庁内の事務局体制については記載のとおりでございます。21年度につきましては、実際最終的には7月に計画を決定したいということでございます。

もう一つ、今度杉並区の環境政策の概念図ということで記載をさせていただいたもので、資料の2番という表題がございます。環境基本計画が真ん中に書いてございまして、上のほうに杉並区の将来像ということで、「区民が創る『みどりの都市』杉並区」ということが、杉並区の21世紀ビジョンに基づく杉並区の将来像ということで、その実現に向けた分野別の計画が環境基本計画ということでございます。分野別計画は環境部門以外にもいろいろな部門がありますが、それぞれの部門で計画がございます。それを受けた環境基本計画の中で、またその課題別の計画が環境部門なり清掃部門、記載のようなものがそれぞれまた別の計画があります。それぞれ連携しながら、環境基本計画に基づいて動いていくというようなものでございます。

右のほうに実施ということで区の基本計画なり実施計画というものがございます。これは区の総合的な計画ということで、基本計画が区全体を総合するような計画でございます。

実施計画はそれに基づきまして、いわゆる財政的な裏づけを持った計画ということで、ある程度短い、3年程度の計画というものでございまして、今日席上にご配付をさせていただきました「すぎなみ五つ星プラン 杉並区実施計画」というものがございます。これが今回ご説明させていただきます実施計画でございます。冊子になっているものでございまして、第2章の分野別の計画内容ということで、これも体系的になっておりまして、1番から4番まであります。1番は「水辺をよみがえらせみどりのまちをつくろう」というものがございまして、その中にまた4つのものがございます。特に環境基本計画に関係のあるところとして、(3)で「環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために」というものがございます。このような計画の体系の中でやっていくということでございます。

10ページの第1番目の「水辺をよみがえらせみどりのまちをつくろう」という中の4つの項目の11ページには(3)ということで記載がございます。

45ページを見ていただきますと、その中のまた施策の体系というもので、「環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために」ということで、具体的にはそれぞれのさらに下に施策がついて、それ以降具体的な説明がございます。こういうものが杉並区の実施計画ということで、総合的な調整をした上で

環境基本計画も動いているというものでございます。

資料2でございますが、その裏面に現行の環境基本計画の説明をさせていただいております。

計画の性格については記載の3点がございます。

計画期間につきましては、15年度から22年度という計画でございます。今回そういう計画の見直しをしていただくということで、21年度から25年度という計画を考えているものでございます。

前回の計画も改定をしたものでございますので、そのときに策定をした基本的な考え方は4点ほど記載がございます。

次にA3の長いものでございますが、実際の環境基本計画の体系ということでございます。これは実際の本に書いてあるものをわかりやすく表現をさせていただきましたが、体系としては5つの基本目標がございまして、「4つの挑戦」ということで、特に重点的に取り組むべき課題について挙げています。

現行の計画については から まで記載のとおり「持続的発展が可能なまちをつくる」ということで、その中に2つ、また地球温暖化防止への取り組みと、循環型社会を目指す取り組みということで、それぞれの目標ごとに中に何項目がございまして、さらにその中の細項目ごとに施策がついているわけでございます。

先ほど具体的な体系についてはご説明いたしましたが、今日もう一点席上にご配付をさせていただきましたものがございます。「環境基本計画の実施状況報告書」というものでございます。これにつきましては、18年度、19年度版と記載がございまして、実質的には17年と18年度の実績でございます。

具体的に説明させていただきますと、その中の4ページを見ていただきたいと思います。先ほどの基本目標の1の「持続的発展が可能なまちをつくる」という基本目標の中に、幾つか中項目、細項目がございまして、その下に取り組みの方向1ということで、具体的な指標として目標数値の記載がされております。こういう形でそれぞれの目標ごとに目標なり年度、いつまでにどの程度達成するかというような記載がございまして、その一番下のほうに行政の具体的な取り組みということで、実際に行政が何をしなければいけないか、事業者、区民の方々もやっていただきますが、行政としてどういうことをしていくかが記載されております。それが17年度末の状況なり18年度末状況ということで、それぞれ計画の数値目標に対してどの程度達成されたのか、どういう数値になっているかを説明したものを、実施状況報告書ということで今回2年度分ですが、報告いただいて、具

環境都市推進担当課長

体的に評価なりチェックをしていくというシステムでございます。それがこの実施状況報告書で、基本目標ごとに記載がございます。そういうやり方の中で現行の基本計画の推進をしていくということでございます。

私からは以上です。

続きまして「杉並区の環境政策をめぐる動向について」ご説明申し上げます。

資料5をもとに資料3、4とあわせてご覧になっていただくということで進めてまいりたいと思います。

まず、杉並区の環境政策をめぐる動向でございますが、国際的な動向といたしまして、平成2年京都で国連の機構変動枠組み条約C O P 3の会議がございまして、ここで採択されました京都議定書を平成7年に発効しました。今年から平成24年までの間に温室効果ガスを6%削減するというので現在、京都議定書の実施期間に入っております。

また、昨年12月にバリ島でC O P 13が開かれまして、ポスト京都議定書を定めるためにバリ行動計画ができて、平成21年度までにC O P 15、デンマークで開催を予定しておりますが、ポスト京都議定書について定めていくという枠組みで今取り組みが進められております。

その中の一環としまして、7月に行われました洞爺湖サミットがございまして、その中では2050年までに世界全体の温室効果ガスの少なくとも50%を削減すること、2050年という長期スパンでございますので、中期目標とそれぞれの国家計画が求められるということが言われましたが、いろいろな意見がございまして、合意するには至っておりません。おとといあたりまでガーナで会議が続けられてございましたが、精力的に2009年度末までにポスト京都議定書について定めるということで、温暖化対策が進められているところでございます。

次に、国の動向についてご説明いたします。

環境基本法について定められておりますが、それに基づきまして環境基本計画を平成18年4月に「健やかで美しく豊かな環境先進国」ということで計画を立ててございます。中心となるものとしましては、地球温暖化問題に対する取り組みで、京都議定書も達成をしていくということ、それから皆さまよくご存じの3R、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生使用）を進めて循環型社会を形成していこう、こういったことが環境基本計画の中心となっております。

それに伴いまして、地球温暖化対策に関する法改正がさまざまございました。

まず、地球温暖化対策の推進に関する法律、いわゆる温対法でございますが、これにつきまして温室効果ガス算定・報告・公表制度の見直しをして、事業者単位、フランチャイズ単位での排出量の算定、報告の導入をいたしました。それを初めといたしまして、エネルギー使用の合理化に関する法律、いわゆる省エネ法ですが、こちらもリンクしまして、事業者、フランチャイズ単位でのエネルギー管理の導入、住宅建築物に対する省エネ対策の強化、以前はマンションの延べ床面積で2,000平方メートル以上のものが対象となっておりましたのを、300平方メートルに下げましたので、小規模なマンションでも対象となってくるということでございます。

それから、循環型社会づくりのための法整備、これは平成12年にさまざまな法律を一気に改正もしくは制定いたしました。それにつきましては資料3の2ページをご覧ください。循環型社会形成基本法に基づいて廃棄物処理法、再生資源の利用促進法が改正されまして、資源有効利用促進法となっております。それから、容器包装リサイクル法の改正、ここに15年度改正と書いてございますが、18年度の改正です。12年度にも改正いたしましたが、より効果を上げるために18年度に容器包装廃棄物排出抑制推進員と消費者との連携、それから事業者の意識向上を図るための取り組みとして設置する事業者の自主的な取り組みを支援するため、促進するための措置がとられたということで、改正がございました。家電リサイクル法につきましては、皆様ご案内のとおり、テレビや冷蔵庫、パソコンなどを破棄するときにマニフェストが必要になったということで、よくご存じだと思います。それから、食品リサイクル法、建設リサイクル法、グリーン購入法が新たに制定されたということでございます。

最近になりましたは、安倍内閣のときに「美しい星50」、その後福田内閣になってから「クールアース50」、両方とも2050年までに現在の温室効果ガスを半減するという目標を掲げてございます。また、低炭素社会づくりに向けた行動計画として、7月に閣議決定をして、2050年までに現状から60%から80%の削減を目標とするということで行動計画を策定しているところでございます。

続いて都の動向をご覧ください。と存じます。

東京都は、平成18年12月に「10年後の東京」ということで、「緑の東京10年プロジェクト」、これは街路樹や校庭の芝生化などを増やしていく、緑の基金をつくっていくということで、緑を増やしていくというプロジェクトを立てております。また、平成19年に「カーボンマイナス東京10年プロジェクト」、大企業に削

減義務を厳しく負わせるということ、それから中小企業がCO₂削減に努力するときに助成していくというようなことなど、全体として、カーボンマイナス、炭素を出さない東京をつくっていく、オリンピックも炭素を出さないようにしてやっていくという取り組みを進めていくことを公表してございます。

また、東京都環境基本計画の改定を本年3月に行っております。「少ないエネルギー消費で、快適に活動・生活できる都市を目標」とするというので、新しい計画が策定されております。

それに基づきまして、いわゆる環境確保条例、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の改正」がございました。「温室効果ガスの排出総量削減義務の創設」、それから「排出量取引の導入」が大きな柱となっております。そのほかいろいろまだ不確定な要素はございますが、太陽熱の利用、太陽光エネルギー等いろいろさまざまな自然エネルギーの利用等を打ち上げているところでございます。それらは、東京都環境基本計画とともども低炭素社会、循環型社会の構築に向かっていくところでございます。

杉並区の取り組みとしましては、2ページに書いてございますとおり、地域省エネルギービジョンで、平成2年度と比べまして二酸化炭素の排出を平成22年度に2%削減することを目標として取り組むほか、3ページにございますように、安全美化条例で路上禁煙地区の指定も行い、ポイ捨てを禁止するキャンペーン等を行っているところでございます。それから、さまざまなみどりの計画や条例の制定、地域省エネ行動計画の策定、一般廃棄物処理基本計画の改定、ごみを限りなくゼロにするということで、平成29年度までに250グラムぐらいにするということで、本年3月に策定しております。レジ袋有料化等の取り組みの推進に関する条例につきましては、環境に負荷を与える象徴の1つであるレジ袋の使用を抑制して、循環型社会の形成を目標に制定したものでございますが、象徴の1つであるレジ袋の削減を図っていくということでございます。

続きまして、資料4をご覧ください。

この10年間に杉並区が行ってきた主な取り組みについて、5つの基本目標ごとに分類してございます。

まず、地球温暖化防止への取り組みとしましてISO14001を取得したほか、国が平成17年に太陽光発電の助成をやめてからも区は単独で行ってきております。平成20年度は、区役所庁舎前で見ただけの緑のカーテンを設置したり、エコドライブ支援機器制度の創設をしたり、これは23区の中では杉並区と世田谷

環境課長	<p>区だけでございます。また、循環型社会を目指す取り組みとしましては、「リサイクルひろば高井戸」を平成11年に創設しまして、順調に運営しているところでございます。やはり何といってもレジ袋有料化等の取り組みの推進に関する条例を本年3月に制定して、4月から施行しているということがございます。それから、資源持ち去り対策としまして、杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例の改正をしております。また、カラス対策として黄色いごみ袋を区の推奨袋として、全国的にも注目されているところでございます。</p> <p>の「自然環境が保全され、さまざまな生き物が生息できるまちをつくる」でいろいろな取り組みをしておりますが、緑被率が平成9年と比べて19年度は21.8%に向上しているということがございます。</p> <p>「魅力ある快適なまちなみをつくる」ということで、安全美化条例の制定を先ほども申し上げましたが、進めています。放置自転車の大幅な減少もございまして、駅周辺、昔はワースト3のほうに入っていたのが、今は全然入ってこないというような改善が見られております。</p> <p>それから、「区民、事業者、区がともに環境を考え、行動するまちをつくる」ということで、環境博覧会、今年も10月18、19日に開催いたしますが、8回目を迎えます。そういった取り組みをしてきております。</p> <p>以上で、杉並区の環境政策をめぐる動向についての説明を終わらせていただきます。</p> <p>先ほど審議の方法につきまして部会を設置していただきたいということでお話をさせていただきました。これについては既に会長のご承諾をいただいております。環境清掃審議会条例の施行規則によりますれば、部会は会長の指名する委員を持って組織し、部会長は会長の指名する委員をもって充てることになっております。また、部会長職務代理につきましては、部会長があらかじめ部会員のうちから指名することになっております。</p> <p>そこで、部会長及び部会長職務代理者につきましては、既に会長のご承諾をいただいております。部会長についてはG委員にお願いしたいと思います。それから、部会長職務代理につきましては、D委員にお願いしたいと思います。その他の部会員につきましては、本日案を用意いたしましたので、今配付をさせていただきます。</p> <p>それでは、若干説明をさせていただきます。</p> <p>前回の約6年前ですか、改定のときも同じようなことで部会を設置させていた</p>
------	--

	<p>だきました。そのときを参考にさせていただきまして、当時は環境審議会ということで環境清掃審議会ではございませんでしたので、今回は環境清掃審議会ということで、清掃も一緒の審議会になっております。前回は参考に、皆様方のそれぞれ関係ある分野がございますので、今回の環境基本計画でもれなく関係あるような形で、今日の家では13人の方を選ばせていただいております。ご異論がなければこのまま会長の指名をお願いしたいと事務局としては考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>今事務局からご説明がございましたように、まず部会というものを設置すると、その際に部会長にG委員を、それから部会長職務代理者としてD委員をお願いするというので、キーパーソンですので前もってお話はさせていただきました。</p>
	<p>部会員名簿案ということで今配られておりますが、11名の方でございますけれども、関連の分野とか組織の方でこの検討会に参加していただきたいということで、どちらかという分野別を含めてその道に詳しい方をお願いしたいとございます。ただ、今日お話しして、私はぜひこのメンバーになりたいという方がいらっしゃれば、追加してメンバーに加わっていただくことができると思います。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>この中で欠席されている方、何名いらっしゃいますか。</p> <p>現在、この中では2人の方が今日欠席でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>氏名を言っていただけますか。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>H委員とS委員の2人の方が欠席でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>企業とか産業界ということで、大事な分野だと思いますけれども、皆さま方からご承諾得られれば、事後接触していただいて、ぜひ加わっていただくということにしたいと思いますが、いかがでございますか。</p>
<p>V 委 員</p>	<p>このように選ばれた方々で、よろしくお願ひしたと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>そうですね。ありがとうございます。</p>
	<p>どうしてもご都合悪いと言われる方、いらっしゃいますか。よろしゅうございますか。ありがとうございます。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>欠席の2人の方がいらっしゃいますが、特に承諾とかはいただいておりますので、そちらについては事務局のほうでお話をさせていただいて、いいということであれば部会員になっていただきたいと思いますが、もしやりたくないという</p>

<p>会 長</p>	<p>お話であれば、次回までには報告をさせていただきたいと思います。</p> <p>そうですね。わかりました。</p> <p>では、ご異論ございませんようですので、今日配られました部会名簿案ということで進めさせていただきます。今日ご欠席の方は、ただいま環境課長からございましたように、事務局で接触して、確認をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。</p> <p>スケジュールにつきましては、10月から、部会設置が9月から始まって、おおむね月1回にさせていただきたいと思いますが、また細部につきましては、部会のメンバーで討議願えればと思います。</p> <p>杉並区環境基本計画の改定についてということで、今事務局から大略説明があったわけでございますけれども、何かお聞きしたいこととか、部会を進めるに当たってこういったことを注意してくれとか、いろいろご要望などございましたら、時間がまだ多少ございますし、お聞きしたいと思います。よろしくお願いたします。どうぞどの点でも結構ですので、お願いたします。</p>
<p>F 委 員</p>	<p>F 委員。</p> <p>以前、資源回収の件で、抜き取り防止条例というのを議会決定でつくったと思うのですが、最近世田谷地域での回収業者に対する判決が出て、全員有罪ということで進んでいるわけですが、どうも世田谷地区のそういった不法業者と見えますか、杉並区のほうへ流れてきている傾向にあるように感じるわけです。杉並区で前につくった条例というのは処罰規定も何もなし、単なる抜き取り防止条例ということで、その後何も発展はない。ぜひ抜き取り防止対策というものを資源回収促進という意味で見直していただいて、効果のある対策をつくっていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。</p>
<p>会 長 D 委 員</p>	<p>D 委員、お願いたします。</p> <p>新しい杉並区環境基本計画を立てるということは理解できたのですが、その際に資料4にありますこれまで過去10年間の取り組み、ここに書いてありますけれども、これまでの基本計画の達成度と見えますか、こういうぐあいであったということに関してまとめるのも諮問されているのでしょうか。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>先ほど実施状況報告書というものを outsizing させていただいているのですが、これは18年度と19年度版で、実績的には17年度と18年度実績ということで少し古いものですから、現在20年度版ということで、19年度の実績を作成中です。実際、それを実施状況報告書ということで審議会にご報告をします。その中で、これも実際</p>

	<p>事務局でやることになると思いますが、具体的にもう達成年度が過ぎているものとか、達成できてしまっているもの、できていないものもあるということで、19年度実績の新しいデータのものを、各所管ごとに報告をしてもらっているのですが、実際改定の中の資料として使わせていただいて、それを入れるか入れないかということもありますし、そういうこともご検討いただきたいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしいですか。</p>
	<p>どうぞ。</p>
<p>ごみ減量担当課長</p>	<p>先ほどF委員からお話のありました資源持ち去り対策につきましては、ご存じのように世田谷区でも最高裁で判決がすべて出ましたので、杉並区におきましても、条例を改正いたしまして罰則をつけて、より強化していきたいと考えてございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>M委員、どうぞお願いいたします。</p>
<p>M 委 員</p>	<p>今回検討する杉並区環境基本計画と連動するものとしてお話しいただいている杉並区実施計画、今日いただいたものですが、もし杉並区環境基本計画を触って変化されていくとしましたら、こちらの杉並区実施計画もそれに連動して変更していくという趣旨だととらえるのですけれども、その場合該当するのはこちらでいう(3)の「環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために」に該当するという認識でよろしいでしょうか。</p>
<p>環 境 課 長</p>	<p>確かに、委員ご指摘のところですが、杉並区実施計画は22年度までの計画でございまして、これもこれから見直しがある状況でございまして、杉並区環境基本計画とある程度並行に動くようなことになるかもしれません。杉並区環境基本計画で位置づけたものがそちらに入るかという場合もあるし、それぞれ整合をとりながらやっていくこととなります。ただ、その辺がはっきりしないところがございまして。</p> <p>(3)「環境に負荷を与えない持続的な成長が可能なまちをつくるために」ということが1つございますが、それ以外に杉並区環境基本計画を見ていただくと、景観の関係もありますので、ここだけに杉並区実施計画と杉並区環境基本計画との関係が集約されているわけではございません。それ以外にも個別に細かいところですが関係があるところもございまして、整合を図る必要があると思っています。</p>
<p>会 長</p>	<p>M委員、どうぞ。</p>

M 委 員	<p>ありがとうございます。</p> <p>その他と言えば、水辺、緑の増加を図るとか、そういったことかと思えます。環境というときに、例えば自分が小学生だったころの感覚では四大公害の裁判が行われているところで、それに対する社会の側がどうやっていくのか、あるいは行政がどうやっていくのかというのが非常に喫緊の課題としてあったころなのですが、個人の意見としては公害防止というのがやはり当初の、もともとは公害防止法だったり、核としてあると思います。それにかかわる基本的な区のスタンスとして、出てくる資料を拝見していると、特に公害というものがどの程度あって、公害苦情の種類が騒音とか台風とかあるのですけれども、それに対して現状、現在、公害というものは区の中にどの程度存在して、それに対してどういう調査をしていくのか、そういったような感覚がなかなか文面を見ていてボリューム的にも少ないし、認識がわかりにくいところがあるのです。区のお話ししました事業計画のほうの杉並区実施計画の中に出てくるもので、ごみの量を減らす等々は納得できるのですけれども、例えば大気に絡むことと言えば、杉並中継所の跡地活用というのが出てくるのですけれども、それは具体的に何のことを意味するのかとか、その他、低公害車の普及、促進というのがあるのですが、例えば光化学スモッグが杉並で最初に出たころと比べて、光化学スモッグのレベルはどう変わってきたとされて、それによる健康被害は減っているのか増えているのか、そしてそれを調査されるのは、今の区ではまずは保健所に通報となっていますけれども、どういうふうに調査されているというスタンスなのか、その辺が新たに聞かせていただくと、考えていくのに参考になるのですが。</p>
会 長	<p>細かいことは無理でしょうけれども、大体の考え方とか都の取り組みとか、お答えになられたらよろしいのではないですか。</p>
環 境 課 長	<p>すべてお答えできないかもしれませんが、基本目標ということで、杉並区環境基本計画の2のほうに記載がありまして、確かにある程度取り組みをしているということはそこで現行では書かせていただいています。具体的な数値がどうなっているかということは、実施状況報告書で毎年出しています。具体的に大気についてはなかなか区独自でできるものが少ないので、毎年測定をしたデータがどう動いているかということとか、そういうことで、有害物質などの事業所の規制をやっています。特に自動車の排気ガスを少なくするというのはなかなか区でできるわけではございません。道路については騒音がどの程度大きく出ているか、少なくなっているところもあるし、できていないところもあるというようなところ</p>

環境清掃部長	<p>でございます。</p> <p>杉並中継所については今年度末に一応廃止をするということになっております。</p> <p>環境清掃部長でございます。</p> <p>杉並区としてどういうスタンスかというお話でしたので、少し大きな観点からお話し申し上げますと、四大公害病、水俣病、イタイイタイ病、カネミ油症、四日市喘息など戦後間もなくから昭和40年代に入ることの企業産業型の公害から、今は生活公害的な、生活環境を脅かす環境問題というものに大きな意味では推移してきたように考えております。とりわけ杉並区の場合には、住宅都市ですから、企業誘致ということを積極的にやっているわけではもちろんございませんので、そういう意味では、人間活動の中でどういう生活環境に影響を及ぼす問題が生じてくるかと、それをいかに防止していくかということが、区の環境政策としては1つの大きな視点として働いています。それを踏まえて、区の権限、区の責任の中でどのような課題にどのように対応していくかといったものを1つ行政計画としてとらえているのが今の杉並区環境基本計画であります。現在またその他が出てきますけれども、杉並区実施計画の中に、先ほどご指摘されたような生活環境を侵害しておびやかすような問題についてアプローチというものを掲載しているということでございます。</p>
会長 M 委員	<p>よろしゅうございますか。</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>基本的に、この後部会で発言していくときに、私の基本のスタンスは公害を防止することが環境対策、基本計画の中で最大の目標だろうと。要するに、よりシビアなところに杉並区がお金と力を使うとしたら、それをまず見つけてやっていかなければいけないだろうというのが、少々区側の方とも、あるいは部会の方とも意見が割れることも出るかと思いますが、そういうスタンスではありますので、その都度資料的なもので、例えば公害レポートというのを過去には出されていたようなのですが、そういったものがどの辺でなくなっているのか、内容の変化ですとか、その点何遍もぶつかるかと思いますが、今後ともよろしくお願い致します。</p>
会長	<p>ご承知のように、公害対策基本法は中心になって以前はあったのですがけれども、今の環境基本法が中心になって環境行政というのは動いております。また、環境アセスメントというのが別に昔からの取り決めでできましたけれども、それ</p>

	<p>に基づいて環境審議会もできたり、これは今環境清掃というふうに合併しましたけれども、それに基づいてできております。先ほどの部長のお答えにもありましたように、全般的にもっと公害対策より広く扱うというスタンスでまいります。その辺もM委員にご理解していただいて、全体進めさせていただきたいと思しますので、よろしく申し上げます。</p>
M 委員	<p>意見は言わせていただきます。</p>
G 委員	<p>1つはスケジュールですけれども、審議会と部会の関係で、特に間で審議会と部会が同じ月にありますね。これは合同部会ということでその中で議論するのか、それとも別途開くのかによって、大分回数が変わってくると思います。どうお考えですか。これは質問です。</p>
環境課長	<p>部会は部会でやっていただいて、杉並区環境清掃審議会に報告するような記載があります。ある程度時期を見て報告するときに合同といいますか、杉並区環境清掃審議会に部会としての報告をしていただくというやり方を考えております。</p> <p>部会と同じ月になると重なりますので、その辺は調整をさせていただきたいと思いますが、ある程度杉並区環境清掃審議会と部会とは別の日程でいきたいと思っております。</p>
G 委員	<p>ということは、月1回くらい部会が開かれるということで想定していて、そのほかに審議会が入るということによろしいのでしょうか。</p>
環境課長	<p>そう考えてございます。</p>
G 委員	<p>あと、ぜひお願いしたいのは、6回くらいなので、今4項目ある事項で、ごみの話は最近随分議論できたので、その整合はとれていると思うのですが、水辺の問題とか、今お話があった大気関係を含めた公害の話、それと温暖化関係になりますとこちらの場合はほとんど民生と交通ですが、かなり敏速に議論を進める必要があります。もう一つ私が気をつけてほしいと思うことは、この間も議論が出ましたけれども、杉並区が受電している電力が何なのか、原子力なのか水力、火力なのか、そういうことも区民の方がわかっていたほうが良いと思います。議論のときにいつもそれがエネルギーの消費量なのかCO₂の排出量なのか。前回に課長からご説明がありましたけれども、民生系のCO₂は原子力を使うのか水力を使うのか石炭を使うのかによって異なるので、杉並区のCO₂はこうですというようなお話になる際に、エネルギー消費量と供給側の電力が何なのかということが少しわかるようにしていただきたい。ちょっと些末になりました。</p> <p>それと、一つ一つの目標に対してどの辺まで達成できているのか。それは今日</p>

	<p>お話があったとおり、この全体にかかわっていますよね。水の話でも、杉並区で今回水害の被害が特になかったのかどうか、それによって河川の断面を矩形断面でやるか、それとももう少し違った断面がつかれるのか、そういう話とも非常に関わりますよね。それと、河床下に汚水を入れて、上の方を水辺にするとかいろいろなことと関係してくると思います。これは都市計画のほうから見ても大量交通やバスなどの話と自転車交通を、多分自転車道の整備は都市計画のほうでやっておられると思うのですが、そういう関係はどこかで俯瞰的に見れないと議論が難しいかなと思います。ぜひA3、1枚か2枚でいつも議論できるように、それは私も協力しても構わないですけども、出していただければと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>ちょっと二、三分よろしいですか。</p> <p>はい。</p>
<p>G 委 員</p>	<p>私はこの審議会に、会長の推挙で入れていただいて、今度はこういう大役が私のところに来るとは思っていませんでした。私は、以前に土木学会の地球環境委員長を務めていました。今は、大丸有という、大手町、丸の内、有楽町地区の再開発の環境コーディネータをやっています。それと、先ほどお話があった環境モデル都市では、水俣市と北九州市と横浜市、富山市、そのほかに飯田市と千代田区に関わっています。さっきおっしゃった水俣市に月に1回ぐらい行っていますし、これは40年間続けていることなので、そういう立場では温暖化の話から公害の話、非常に近い話でわかるのですが、今回の委員の方を見ると、どちらかというといろいろな市民の方の中で、商店とかそういうところで実施するという、主体になれる方が非常に多い一方で、行政的に非常に難しい話が出てくると、杉並区環境基本計画をつくるという話とがうまく合うのかどうか、その辺はもう一回事務局の方がかなりわかりやすいお話でお出しただかないと、何か発言者が限られてしまうとか、議論が滞ってしまうと困るなということ危惧を感じます。ぜひ、その辺も引き受ける上でよろしくお願ひしたいと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>ほかにございますか。F委員。</p>
<p>F 委 員</p>	<p>今後の審議会のスケジュールの件なのですが、1つ確認させていただきたいのですが、20年度杉並区環境清掃審議会11月と1月、3月ということで、その下の基本計画検討部会の最終報告というものは、3月の杉並区環境清掃審議会最終的に審議するという考え方でいいのかどうかということと、11月、1月の審議会</p>

<p>会 長</p>	<p>における議題について、当然基本計画検討部会の内容に踏み込むような議題も用意されるのではないかとと思いますが、その場合も検討部会とは別の考え方で審議会をすすめるという考えでよろしいのでしょうか。その辺をお伺いしたいのですが。</p>
<p>F 委 員 環 境 課 長</p>	<p>事務局からお答えになるのでしょうかけれども、できるだけ部会と、審議会と、流れが滞らないようにやっていきたいと。ですから、部会の経過報告だとか何かも審議会でご報告していただけたらと私自身は思っております。</p> <p>それでよろしいですか。</p> <p>私どももそう考えてございまして、審議会の中で部会に報告していただいたときにまた審議会の中でご議論するということも必要だと思います。</p> <p>最終的には3月ということで考えてございます。</p>
<p>F 委 員</p>	<p>ありがとうございます。</p>
<p>G 委 員</p>	<p>今のお話について言えば、先ほどM委員がおっしゃったように、意見の違いがあったら、審議会でも、部会で議論になっていることもあえて報告して、皆様のご意見を伺えるようにしたほうがいいと思います。私もいろいろな計画づくりに参加していますが、なるべく議論はオープンにして、落ち着きどころは、こういうところで決めるしかしようがないと思いますので、ぜひそういう運営をしていただければと思います。</p>
<p>会 長</p>	<p>よろしくお願いします。</p> <p>N委員、失礼しました。</p>
<p>N 委 員</p>	<p>杉並区環境基本計画改定ということで、基本的なところをお伺いしたいのですが、例えば二酸化炭素の排出量ですけれども、1990年度ベースで2%削減という目標を立てたわけですけれども、16年度末の状況では14.4%増である。もっと新しい資料がいただけると思うのですけれども、大きな差があるわけですね。それで改定というのは、現状に沿ったものを提案していくという形と考えればいいのか、それとも目標を達成できるようにしようというような、私の考えでは後で言ったほうなのかと思うのですけれども、その基本姿勢をどの程度に、もちろん現状も無視できないわけなので、認識をどういうふうに持っていればいいのかというのがすごく微妙です。</p>
<p>会 長 環 境 清 掃 部 長</p>	<p>いろいろ今後の問題としてお話をお聞きしておきます。</p> <p>思いはよくわかります。あるいは疑問とか懸念されることも多々あるかと思えます。特に今回は先ほど環境課長からお話し申し上げたように、この杉並区</p>

	<p>環境基本計画を5年と一応想定をしています。この行政計画はあくまでも区長の責任で一定の環境政策に対しての思いを1つベースにしなが、同時にこの杉並区環境清掃審議会の中で皆さんのご意見を伺い、区としてどのような対策をこの行政計画として施策化し、計画化して、段階的にそれを実施していくかということとであります。</p> <p>ですから、今回そういった大きな問題を5年間という短いスパンの中で計画化するということは、いろいろな面で問題、支障というの、あるいは矛盾というの出てくるだろうと実は想定をしています。なぜ5年間かというのは、区長の任期の問題も一方ではありますが、環境確保条例なども変わり、今CO₂の話も出ましたけれども、その削減の義務化という問題も、今回条例ができて、来年規則化して、具体的な内容もそこで作っていくということから、その実施年度が2010年ということも出てくるわけですので、詳細はそこにならないと、問題について区としてどういうテーマで取り組むかということもなかなかわかりにくいということもあるからです。具体的なものが明らかになった以降、直近のときにもう少し長いスパン、一般的に言えば当然10年かそこらということになるかと思いますが、そういう前提でつくっていきたいと考えています。ですから、マイナス2%の問題、あるいはそういう目標に近づけるかどうかということもありますが、そこも根本からある意味では見直していくということも含めて、部会の中で自由闊達なご議論をいただいて、その上で最終的にはこの杉並区環境清掃審議会の議を経て決定をしていきたいと、そのように考えます。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p>
U 委 員	<p>ほかにございますか。では、お願いいたします。</p>
環 境 課 長	<p>最終的に杉並区基本計画をまとめた後、これは一般区民にも意見を聞いて、それをもとにしてさらに反映させるというのは、このスケジュールの中には入っていませんでしたが、考えはお持ちなのでしょうね。</p>
環 境 課 長	<p>杉並区環境清掃審議会でのご議論といたしますが、ご審議いただくのは来年3月まででございますが、それと並行しているいろいろなことも考えてございますし、当然それができた後、我々が今度行政計画として、区としてつくらなければいけないので、その前段で公表をしたり、それから計画案をつくった後、区民意見、いわゆるパブリックコメントを行ったり、そういうことはする計画はございます。</p>
会 長	<p>ほかにございますか。どうもありがとうございました。</p>
	<p>では、部会のメンバーの方たち、大変でしょうけれども、杉並区環境清掃審議</p>

<p>環境課長</p>	<p>会プラス環境基本計画改定検討部会ということで、ご議論のほどよろしくお願 いたします。また、お聞かせ願います。 では、その他ということで、事務局ございますか。 事務局としては特にございません。次回の日程を決めていただければありがた いです。</p>
<p>会長</p>	<p>わかりました。次回は11月ですね。</p>
<p>環境課長</p>	<p>はい。</p>
<p>会長</p>	<p>11月4日の火曜日午前10時から午後2時からか、または、5日の水曜日の 午前、この3つコマが用意されていまして、ご都合の悪い方、挙手願えますでし ょうか。 11月4日の午前中、ご都合の悪い方。 (挙手) 午後、ご都合の悪い方。 (挙手) では5日の午前中。 (挙手) では、恐縮でございますけれども、11月4日の午後2時から2時間ぐらいとい うことで予定させていただきます。D委員にはちょっと失礼ですけれども、よろ しくお願いします。</p>
<p>G委員</p>	<p>部会の日程は決めていただけないのですか。</p>
<p>環境課長</p>	<p>今日部会のメンバーということで予定される方につきましては、審議会が終わ った後残っていただいて、日程調整をさせていただきたいと存じます。</p>
<p>会長</p>	<p>では、今後のスケジュール等でこれからご検討があるようでございますけれど も、本日の第31回杉並区環境清掃審議会はこれをもちまして閉会にさせていただ きます。 どうもありがとうございました。</p>